

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

介護保険事業者番号： 1591100126

1. 事業者

- (1) 会社名 株式会社生活サポーターふるまい
- (2) 会社所在地 新潟県見附市本所1丁目25番52号
- (3) 電話番号 0258-62-3555
- (4) 代表者氏名 皆川 敬
- (5) 設立年月日 平成10年7月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
令和7年4月1日指定
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能ふるまい村
- (4) 事業所の所在地 新潟県見附市新幸町7-11
- (5) 電話 0258-86-8699
- (6) 管理者氏名 高山 豊
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成31年4月1日
- (9) 登録定員 29人(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員7人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。(ただし、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	7室	
居間兼宿泊室			7
食堂兼居間			2
浴室			1
消防設備		消火器・自動火災報知設備・非常通報設備 スプリンクラー・避難誘導灯	
便所			5

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

新潟県見附市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	月～日 9時～ 16時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月～日 17時～ 8時

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1人		事業内容調整
介護支援専門員	1人		サービスの調整・相談業務
介護職員	10人		日常生活の介護・相談業務
看護職員	1人		健康チェック等の医療業務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
1. 管理者・介護支援専門員	勤務時間	8時30分～17時30分
2. 介護職員	主な勤務時間	8時30分～17時30分
	夜間の勤務時間	16時～24時・0時～9時
	その他、ご利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。	
3. 看護職員	勤務時間:	8時00分～17時00分

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割又は2～3割の金額になります。(※一定以上の所得者については自己負担が2～3割になります。)ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の援助や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事時の援助を行います。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 入浴または清拭をします。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な支援を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の援助や機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の援助や機能訓練を提供します。

<サービスの利用料金>

- ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担金）をお支払ください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります）。なお、施設が用意したおむつなどを使用した場合は実費請求させていただきます。

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 34,500	要支援 2 69,720	要介護度 1 104,580	要介護度 2 153,700	要介護度 3 223,590	要介護度 4 246,770	要介護度 5 272,090
2.うち、介護保険から給付される金額	31,050	62,748	94,122	138,330	201,231	222,093	244,881
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の（登録日）及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明」を交付します。

☆ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ 加算

① 初期加算

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記の通り、加算分の自己負担が必要となります。

30日を超える入院をされた後に再び利用をした場合も同様です。

1. 加算対象サービスとサービス料金	初期加算 (30日まで) 300円 (1日あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	270円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	30円

② 中山間地域等における小規模事業所加算

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合介護度別所定単位数の10%を加算(限度額管理の対象外)

③ 介護職員等処遇改善加算

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業に認められる加算(限度額管理の対象外)

介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数に17.1%を乗じた金額
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数に18.6%を乗じた金額
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数に16.8%を乗じた金額
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数に18.3%を乗じた金額
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に15.6%を乗じた金額
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に12.8%を乗じた金額

④ 認知症加算

(I)・認知症介護実践リーダー研修等終了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増やすごとに1を加えて得た数以上配置

- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・当該事業所の従事者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行う
- ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施

- ・介護、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定
- (Ⅱ)・認知症介護実践リーダー研修等終了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- (Ⅲ)・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合
- (Ⅳ)・要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合

	認知症加算Ⅰ	認知症加算Ⅱ	認知症加算Ⅲ	認知症加算Ⅳ
加算対象サービスとサービス料金	9,200円 (1月あたり)	8,900円 (1月あたり)	7,600円 (1月あたり)	4,600円 (1月あたり)
うち、介護保険から給付される金額	8,280円	8,010円	6,840円	4,140円
サービス利用に係る自己負担額(1～3割) ※表は1割の金額	920円	890円	760円	460円

⑤ 看護職員配置加算

看護職員の資格内容や勤務体制によりいただく加算

	看護配置加算Ⅰ	看護配置加算Ⅱ	看護配置加算Ⅲ
1. 加算対象サービスとサービス料金	9,000円 (1月あたり)	7,000円 (1月あたり)	4,800円 (1月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	8,100円	6,300円	4,320円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	900円	700円	480円

⑥ 看取り連携体制加算

看取り期における評価として、看護師により24時間連絡できる体制を確保していること、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際にご利用者又はそのご家族に対して、当核対応方針の内容について説明を行った場合

1. 加算対象サービスとサービス料金	死亡日から死亡日前30日以下まで 640円 (1日あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	576円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	64円

⑦ 訪問体制強化加算

訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1ヶ月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所を評価した加算

1. 加算対象サービスとサービス料金	10,000円 (1月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	9,000円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	1,000円

*訪問体制強化加算は限度額管理の対象外です。

⑧ 総合マネジメント体制強化加算

〈1〉総合マネジメント体制強化加算 (I)

- (1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること
- (2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域行事や活動等に積極的に参加していること
- (3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること
- (4) 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- (5) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること
- (6) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること
- (7) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- (8) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること

※（５）～（８）は事業所の特性に応じて１つ以上実施

〈２〉総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）

- （１）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること
- （２）利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域行事や活動等に積極的に参加していること

	総合マネジメント強化加算 （Ⅰ）	総合マネジメント強化加算 （Ⅱ）
１．加算対象サービスとサービス料金	１２，０００円 （１月あたり）	８，０００円 （１月あたり）
２．うち、介護保険から給付される金額	１０，８００円	７，２００円
３．サービス利用に係る自己負担額 （１～３割）※表は１割の金額	１，２００円	８００円

*総合マネジメント体制加算は限度額管理の対象外です。

⑨ サービス提供体制強化加算

〈１〉 サービス提供体制強化加算Ⅰ

当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の内、研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち『介護福祉士の占める割合が７０％以上』もしくは『勤続年数１０年以上介護福祉士２５％以上』の場合

１．加算対象サービスとサービス料金	７，５００円 （１月あたり）
２．うち、介護保険から給付される金額	６，７５０円
３．サービス利用に係る自己負担額 （１～３割）※表は１割の金額	７５０円

〈２〉 サービス提供体制強化加算Ⅱ

当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く)の内、研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が５０％以上の場合

1. 加算対象サービスとサービス料金	6,400円 (1月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	5,760円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	640円

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ

当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の内、研修等を実施しており、かつ従業者の総数に対し、以下の①～③のいずれかに該当する場合 ①介護福祉士40%以上 ②常勤職員の占める割合が60%以上 ③勤続年数7年以上の者が30%以上

1. 加算対象サービスとサービス料金	3,500円 (1月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	3,150円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	350円

*サービス提供体制強化加算は限度額管理の対象外です。

⑩ 若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった方)に対して小規模多機能居宅介護を行った場合

	介護	予防
1. 加算対象サービスとサービス料金 (介護)	8,000円 (1月あたり)	4,500円 (1月あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	7,200円	4,050円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	800円	450円

⑪ 科学的介護推進体制加算

(1) 科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す

(2) その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施

1. 加算対象サービスとサービス料金	400円 (1月あたり)
--------------------	--------------

2. うち、介護保険から給付される金額	360円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1～3割) ※表は1割の金額	40円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

朝食：480円、昼食：690円（おやつ込）、夕食：530円

イ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

一泊あたり：2,000円

ウ ア、イ以外に、日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるもの

利用者の希望により、レクリエーションや活動に使用する材料代等の実費や日常生活において必要となるものにかかる費用です。

エ 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費です。

1km 50円

オ 救急搬送時に職員が同乗する場合、同乗した職員の帰所に際し、公共交通機関

またはタクシー等を利用した場合の交通費については、介護保険適用外のサービスとなり、原則としてその実費を利用者またはご家族にご負担いただきます。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払下さい。

○ 事業所での現金支払

○ 自動口座引落とし(毎月 23 日に口座引き落としとなります)

(4) 利用中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

☆ 5.(1)の介護保険の対象になるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービス利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、5.(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金を御支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の50%

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示し協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め利用者に交付します。またその実施状況を評価し、結果を利用者に説明を行い記録します。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、適切な処置を行うとともに事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、利用者がお住いの市町村等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。万一の事故に備え損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を適切かつ速やかに行うものとしします。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 下田 美樹
(TEL) 0258-86-8699

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
9時～17時

また、苦情受付ボックスを 玄関 に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

見附市健康福祉課	所在地	新潟県見附市学校町2丁目13番30号
	電話番号	0258-61-1350

国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	所在地	新潟県新潟市中央区新光町4-1
	電話番号	025-285-3022

- について職員等に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
 - (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施しています。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- 2 虐待等が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等の調査等に協力するよう努めています。

1 4. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底します。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - (3) 職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 6. ハラスメントの防止のための取り組み

事業者は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。事業所では、身体的暴力・精神的暴力及びセクシャルハラスメント等を総称してハラスメントとしています。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える以下の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な暴力（暴行、傷害、物を投げつける、刃物を向ける、服を破る など）
 - ②精神的な暴力（脅迫、中傷、侮辱、暴言、怒鳴る、大声、人格の否定、威圧

的な言動 など)

- ③ 不当な要求 (不要なケアや謝罪 (土下座) の強要、金品を持ち帰ることの強要、利用料金の値下げの要求 など)
 - ④ 性的な言動 (体を触る、手を握る、抱きつく、必要以上に接近する、ヌード写真を見せる・片付けない など)
- 上記①～④は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

17. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 医療費控除証明書の再発行は可能ですが、事務手数料として1回につき1,000円が発生いたしますので、あらかじめご了承ください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償いただく場合があります。
- 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要事項を説明しました。

事業者	法人	株式会社生活サポーターふるまい ㊞
	法人所在地	新潟県見附市本所 1-25-52
	事業所名称	小規模多機能ふるまい村
	事業所番号	1591100126
	事業所住所	新潟県見附市新幸町 7-11
	説明者	高山 豊

私は、契約書及び本書面により事業者から小規模多機能型居宅介護についての重要事
項の説明を受け、内容について承諾しました。

利用者	住所	
	氏名	㊞

代理人	住所	
	氏名	㊞

連帯保証人	住所	
	氏名	㊞